

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年10月31日(2019.10.31)

【公表番号】特表2018-531664(P2018-531664A)

【公表日】平成30年11月1日(2018.11.1)

【年通号数】公開・登録公報2018-042

【出願番号】特願2018-514324(P2018-514324)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/962 (2013.01)

A 6 1 F 2/844 (2013.01)

【F I】

A 6 1 F 2/962

A 6 1 F 2/844

【手続補正書】

【提出日】令和1年9月19日(2019.9.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シース(132)と、

該シース内に配置される長尺状の押圧器(134)と、

該押圧器(134)から遠位方向に延びている複数のワイヤ(224、225)と、

該複数のワイヤによって前記押圧器から径方向外方の位置で支持される複数のマーカバンド(228)と、

複数のマーカコイル(106)を有し前記複数のワイヤを覆って放射状に配置されるステントとを含む脈管補綴体送達装置であつて、

前記複数のマーカコイル(106)は前記シース(132)内で複数の補綴突起部の遠位に位置し、これによつて、前記押圧器(134)が近位後退すると前記複数のマーカバンド(228)の近位端が前記複数のマーカコイル(106)の遠位端と接触することを特徴とする脈管補綴体送達装置。

【請求項2】

前記複数のワイヤ(224、225)は前記押圧器から離れてしなる請求項1に記載の脈管補綴体送達装置。

【請求項3】

前記複数のワイヤ(224、225)は弧形に形成されている請求項1に記載の脈管補綴体送達装置。

【請求項4】

該脈管補綴体送達装置はさらに、前記押圧器(134)の遠位端にX線不透過性マーカバンド(222)を含む請求項1に記載の脈管補綴体送達装置。

【請求項5】

前記押圧器から遠位方向に延びている複数のワイヤ(224、225)は、2ないし8本のワイヤを含む請求項1に記載の脈管補綴体送達装置。

【請求項6】

該脈管補綴体送達装置はさらに、前記押圧器を通り抜けて前記押圧器の遠位に延びているコアワイヤ(222)を含む請求項1に記載の脈管補綴体送達装置。

【請求項 7】

前記複数のワイヤは、近位では前記押圧器に接続され、遠位では前記コアワイヤ(222)を覆う遠位接着位置(226)に接続される請求項6に記載の脈管補綴体送達装置。

【請求項 8】

前記遠位接着位置(226)はマークバンドまたは接合部である請求項7に記載の脈管補綴体送達装置。

【請求項 9】

前記マークバンド(228)は、補綴体のマークコイル(106)と接触して前記補綴体が送達シース内に収納されているときには前記補綴体を動かすように構成されている請求項1に記載の脈管補綴体送達装置。

【請求項 10】

前記マークコイル(228)は、前記補綴体の近位ループ(104)から放射状に突出している請求項9に記載の脈管補綴体送達装置。

【請求項 11】

前記マークバンドは、前記複数のワイヤの遠位端と面一である請求項1に記載の脈管補綴体送達装置。

【請求項 12】

請求項1に記載の脈管補綴体送達装置と、

前記押圧器によって押圧される補綴体とを含み、該補綴体は放射状に突出しているマークコイル(106)を有し、

前記複数のワイヤのマークバンド(228)は、前記補綴体のマークコイル(106)の遠位にある脈管補綴体送達システム。

【請求項 13】

前記押圧器(134)を後退させると前記マークバンド(228)は前記マークコイル(106)と接觸して、これによって前記補綴体を後退させる請求項12に記載の脈管補綴体送達システム。